

2026年5月号
信頼を礎に、新しい政治を。

Next
ARAKAWA
自民党プレス



荒川自民党LINE

どんな事も私たちにお気軽に
相談してください。

自民党荒川区議会

自民党 Lib Dems
Liberal Democratic Party of JAPAN

03-3802-4625

〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号 5階 自民党控室



北城さだはる



斎藤やすのり



なみき一元



もぎ弘



明戸まゆみ



すがや元昭



鎌田みちてる



夏目亜季



どばしけいこ



西川こうへい



若林ゆき



第40回 川の手荒川まつり、盛大に開催

第40回川の手荒川まつりが、4月29日、南千住野球場にて盛大に開催されました。町会をはじめ地域団体で構成される実行委員会と荒川区が主催する、荒川区最大級のイベントで、今年は40回目の節目を迎えました。当日は商業祭も同時開催され、90以上のブースが出店。交流都市による「ふるさと市」では全国各地の特産品が並び、多くの来場者でにぎわいました。開会前には子どもたちによるパレード、ステージではダンス、和太鼓、フラダンス、よしもとお笑いライブとしてお笑いコンビ「ペナルティ」「おかずクラブ」の漫才が披露され、会場は終日大盛況となりました。地域のつながりと荒川区の魅力を改めて感じる一日となりました。

あらかわ最新NEWS



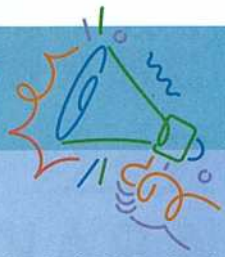
多摩の森 自然体験ツアー参加者募集

荒川区では、都内16自治体で行う「多摩の森活性化プロジェクト」の一環として、多摩の森自然体験ツアーに参加しています。多摩の森での体験や参加者同士の交流を通じて、森林や地球環境について考える機会となります。6月には、あきる野市での伐採見学・木工ワークショップ・和紙づくり体験、檜原村での森林散策・丸太切り体験・温泉入浴などが予定。対象は区内在住・在勤・在学の方や、小学生と保護者などで、いずれも抽選制。あきる野市コースの**申込締切は5月25日**、檜原村コースの**申込締切は6月1日**です。詳しくは区報または申込ホームページをご確認ください。

特別支援学級等の就学相談 説明会

荒川区では、特別な支援を必要とするお子さんの可能性を伸ばす教育の場について、専門家と一緒に考える就学相談を実施しています。対象は、**区内在住で令和9年4月に小・中学校へ入学予定の幼児・児童の保護者**です。就学相談の**申込期間は5月7日（木）から10月30日（金）まで**。あわせて、特別支援学級や特別支援教室の教育内容を説明する説明会も、区内各校で6月に開催されます。詳しくは、区報または荒川区ホームページをご確認ください。

知っておきたい荒川区の制度・お知らせ



物価高騰対応給付金の申請はお済みですか？



荒川区では、長引く物価高騰から区民の皆さまの生活を守るため、国の重点支援地方交付金を活用し、**区民一人あたり4,000円を支給しています**。対象は、令和7年12月25日時点で荒川区に住民登録がある方です。対象者がいる世帯で、令和8年3月31日までに生まれたお子さんも対象となります。

以前に荒川区からの給付金を本人口座で受給した方などは、原則として申請不要で、支給通知書に記載された口座へ振り込まれます。一方、申請が必要な方には、3月下旬以降に黄色い封書で申請書が送付されています。

申請期限は6月30日（火曜・必着）です。オンラインまたは郵送で手続きができますので、まだ申請がお済みでない方は、お早めにご確認ください。詳しくは、**荒川区ホームページ**または**区のコールセンター**等でご確認ください。



低所得世帯対象エアコン購入費助成を準備中



Coming Soon!

荒川区では、夏場の熱中症による健康被害を防ぐため、低所得世帯を対象としたエアコン購入費等の助成事業を準備しています。**助成上限額は、1住所あたり最大10万円**を予定しており、**本体購入費は上限7万8千円、配送・設置工事・撤去・リサイクル費**等も対象となる予定です。

対象は、世帯員全員が住民税所得割非課税の世帯、または児童扶養手当の受給世帯などで、申請時点で荒川区に住民登録があり、区内に居所があること、居所に使用できるエアコンが1台もないことなど、複数の要件を満たす世帯です。なお、生活保護受給世帯等は対象外となる予定です。

対象となるエアコンは、東京都の「東京ゼロエミポイント」対象となる省エネ性能を満たし、区が指定した店舗で、申請受付後に購入した機器に限られる予定です。

重要なのは、窓口開設前にエアコンを購入しても助成金は受け取れないという点です。購入前に、区役所相談窓口での事前相談と手続きが必要となります。窓口開設時期や詳しい申込方法は、準備が整い次第、区報や荒川区ホームページ等で案内されます。**対象となる可能性がある方は、まずは購入を急がず、区からのお知らせをご確認ください**。

古い木造建物の建替え費用を一部助成



荒川区では、木造住宅が密集する地域の不燃化を進めるため、不燃化特区に指定されている荒川・南千住地区、町屋・尾久地区において、古い木造建物の建替え費用の一部を助成しています。**対象は、荒川一～七丁目、南千住一・五丁目、町屋、東尾久、西尾久の一部地域**などです。

築15年以上の木造住宅などを解体し、耐火または準耐火建築物へ建替える場合、解体工事費、アスベスト除去費、建築設計費・工事監理費、建築工事費の一部などが助成対象となります。また、条件を満たす高齢者同居世帯には、1棟につき200万円の加算助成もあります。

事業期間は令和12年度までです。内定決定前に解体工事を始めると助成を受けられませんのでご注意ください。さらに、東京都と連携した不燃化集中促進事業も新たに実施されており、対象エリアや助成内容が異なる場合があります。詳しくは荒川区へお問い合わせください。